

令和4年度第1回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和4年5月14日(土) 午後3時00分～午後4時15分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、坂上 洋之 委員、坂詰 智美 委員、鈴木 秀和 委員
欠席者	金子委員
議 題	<p>審議会</p> <p>1 あいさつ</p> <p>2 委員・事務局職員紹介</p> <p>3 議題等</p> <p>(1) 会長・副会長の選任について</p> <p>(2) 令和3年度第4回会議録要旨の確認について</p> <p>(3) 羽村市文化財保護審議会の会議運営について－資料1</p> <p>(4) 令和4年度文化財説明板の作成・設置について－資料2</p> <p>(5) 令和4年度羽村市文化財保護審議会視察について－資料3</p> <p>4 報告事項</p> <p>(1) 令和4年度羽村市文化財保護事業について－資料4</p> <p>(2) 令和3年度市内文化財包蔵地内の開発行為に伴う確認調査等について－資料5</p> <p>5 その他</p> <p>次回日程並びに会場について 令和4年 月 日 ()</p>
傍聴者	なし
配布資料	<p>令和4年度第1回羽村市文化財保護審議会次第</p> <p>【資料1】羽村市文化財保護審議会会議運営マニュアル</p> <p>【資料2】「森田通定の墓」資料</p> <p>【資料3】羽村市文化財保護審議会視察について</p> <p>【資料4】令和4年度羽村市文化財保護事業</p> <p>【資料5】令和3年度埋蔵文化財調査一覧</p>
会議の内容	<p>審議会</p> <p>1 あいさつ</p> <p>2 委員・事務局職員紹介</p> <p>(事務局) 会長が選出されるまでの間、事務局で進める。</p> <p>3 議題等</p> <p>(1) 会長・副会長の選出について</p> <p>(事務局) 羽村市文化財保護条例第43条に審議会に会長・副会長を置く とあり、会長および副会長は委員が互選するとあるがいかがするか。</p> <p>(委員) 白井会長、島田副会長再選でどうか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>

(事務局) それでは今任期中は、会長については白井委員、副会長については島田委員にお願いする。

(会長) <あいさつ>

(副会長) <あいさつ>

(事務局) それでは、この後は白井会長に進行していただく。

(2) 令和3年度第4回会議録要旨の確認について

(事務局) 令和3年度第4回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があればご指摘いただきたい。

(会長) 令和3年度第4回会議録要旨について訂正、ご意見等あるか。

(委員) 6ページに「羽ヶ田上遺跡を市の文化財に指定して」とあるが「羽ヶ田上遺跡出土の首飾りを市の文化財に指定して」に変更していただきたい。

2行下の「堀り上げ」は「掘り上げ」に字の訂正をお願いする。

下から7行目の「市史には1、2軒しかない」は住居址1、2軒という意味だと思うが、「市史資料編には住居が一時期には1、2軒しかない」に訂正していただきたい。

(事務局) 了承した。その3点を訂正させていただく。

次に、前回第4回の会議で出た質問5件について説明させていただく。はじめに東京都指定天然記念物羽村橋のケヤキの保護事業に関して、幹空洞内の土留めは今回の保護事業で設置したものかどうかという質問については事業者を確認したところ、今回の保護事業で設置したものではなく以前に設置したものだということだった。2件目、ケヤキの枝の剪定を行った際にその切断面に防水処理をしているかという質問であったが実施した事業者を確認したところ、切断面に薬剤と防水効果のあるコーキング剤を塗布しているということだった。

3件目は平成3年11月1日の市制施行時に羽村町指定文化財を羽村市指定文化財とした際、当時文化財保護審議会にかけたかという質問については、当時の文化財保護審議会会議録を調べてみたが、記載がなかった。

4件目は当時、羽村町指定無形民俗文化財「羽村の祭りばやし」に関して文化財を指定した際の台帳等を確認したいとのことだったので、本日台帳を用意した。後ほどご覧いただきたい。

最後に文化財説明板に関して根搦前遺跡の文化財説明板の再設置についていつ頃誰が行う予定かという質問については、令和2年度第3回文化財保護審議会の際に数年先までの文化財説明板の補修・再設置の計画について資料で示したが、根搦前遺跡については令和8年度に市教育委員会（郷土博物館）で再設置を実施する予定である。

(会長) 他に質問・意見等あるか。

(委員) 特になし。

(会長) 無いようであれば令和3年度第4回会議録は承認する。

(3) 羽村市文化財保護審議会の会議運営について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局) <【資料1】を用いて説明>

(会長) 何か質問等あるか。

(委員) 特になし。

(会長) 無ければ次の議題に移る。

(4) 令和4年度文化財説明板の作成・設置について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局) <【資料2】を用いて説明>

(会長) 何か意見等あるか。

(委員) 今これを検討するということか。

(事務局) 前回の会議の時に文化財説明板の文章を見たいということだったので、今回委員の方に目を通していただき次回以降これを基にたたき台を用意するので審議していただきたい。

(委員) 時間的な余裕があれば今一通り読んで意見を伺うというのはいかがでしょうか。

(事務局) 了解した。

<【資料2】を朗読>

(委員) 今回この文章を作り直すということか。

(事務局) そうである。

(会長) 説明板の文章をこれから作るということなので、この資料2の文章に対して何か意見等あるか。

(委員) 「多摩川流とでもいうべき治水工法」とあるが、実際にはどういものかわかりにくいので短めにその説明を入れた方がよい。最後の文章に「最近、羽村出身であることがわかりました」とあるが、これが書かれたのが昭和61年なのでこの部分の表現は変更した方がよい。

(委員) この時点で工法について端的に示すような形で表現できれば盛り込んだ方がよい。

(会長) 今の時点でわかるか。

(事務局) この時点では正確には説明できないが、実際にわかっている資料を確認し、より詳細な内容を示すことができるよう検討する。

(委員) 「最近」という言葉は確かに誤解を招くので変えた方がよい。

「多摩川流」という表現は学問的にも一般的にも流布しているわけではない。昭和61年頃に文化財保護審議会での話を基にしてこの様な記述にしたと思う。「治水要辨」の原文をみると序文には森田通定は田中丘隅のもとで治水の技術を身につけた。そして田中丘隅から教わった治水

の技術を後世に伝えて行くためにも記録した方が良いと勧められたので本を書いたという一文がある。国土交通省が出版している「日本土木史」には江戸時代の治水の水制工は田中丘隅を含め、しっかりと「治水要辨」に伝わり、近代まで受け継がれているという記述がある。「多摩川流」という言い方はしないでも「治水要辨」は江戸時代からの水制工を近代まで正しく伝えているという意味では大事な本であるというような表現を入れても良いと思う。

(委員) 明治以前の日本の土木史は体制化されている。作られた当時、今に引き継がれている技術についてかなり詳しく述べているものなので、そこを引用するという形をとっても正確さが出るのではないか。説明文が横書きになって字数が増やせるのであれば今現在わかっている最新の情報を正しい言葉を選んで入れていくようにすれば良いのではないか。

(委員) 原案作成は事務局で可能か。

(委員) 原案の内容を坂詰委員と相談して作成すると良いのではないか。

(事務局) 新しい説明板は横書きで文章の下に英文がはいる。相談させていただきながら説明文の原文を作成していきたい。

(委員) 「治水工法には甲州流・関東流・紀州流等の流派がありました」とあるが、これは誰が言っているのか。あるいはどの書物に書かれているのか。森田通定がそれらを研究し「治水要辨」をまとめた。その内容がいわゆる「多摩川流」と言えるのではないかという趣旨だと思われる。その辺の経緯もわかるように内容を検討していただきたい。後、一般の方も読みやすい様にふりがなをふった方が良い。

(委員) 生没年不詳とかいてあるが、墓碑をみると明和2年6月7日に亡くなったとかいてある。没年がわからないというのはおかしい。森田十郎平通定の墓の字が「道」になっているが「治水要辨」では「通」を使っている。森田通定の墓を発見したのは府中の楠氏で元々土木工学の専門家である。当時府中郷土館の紀要第5号・第6号・第7号辺りに記載されている。墓碑銘をみると「道」になっているが「治水要辨」で「通」で署名しているので全国的にはこちらで通っている。羽村町の文化財説明板では「道」になっている。羽村市教育委員会の発行物の中でも両方の字が混在している。今から変更はできないと思うが、文化財説明板を制作する際には統一して欲しい。

(委員) 「通」の方が良いのか。

(委員) 「治水要辨」の署名の「通」を通り名として使用した方が良い。墓碑には「道」と書いてあるので「通(道)定」とすればわかりやすいのではないか。

(委員) 墓碑に「森田十郎平道定の墓」とかいてあるので説明板にもそのまま「道定」でよいのではないか。

(委員) 江戸時代にはこの様に名前の字が違うということが多かった。
(委員) それらのことも参考にして検討していただきたい。
(委員) 「府中の西府に住み」と書いてあるが、わかりにくいので「現在の府中市に住み」で良いのではないか。
(委員) 説明板の原文は次回見られるのか。
(事務局) 今、意見を伺ったものを反映して次回に原案を提示することができればと考えている。
(会長) 他に質問・意見等あるか。無ければ次の議題に移る。

(5) 令和4年度羽村市文化財保護審議会視察について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。
(事務局) <【資料3】を用いて説明>
(会長) 何か意見・質問等あるか。
(委員) 実施時期はいつか。
(事務局) コロナ禍の状況にもよるが11月前後の第3回文化財保護審議会での実施を考えている。
(会長) 他にないか。無ければ次の議題に移る。

4 報告事項

(1) 令和4年度羽村市文化財保護事業について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。
(事務局) <令和4年度羽村市文化財保護事業を【資料4】を用いて説明>
(会長) 何か質問はあるか。
(委員) 文化財関係の予算は減額しているのか。
(事務局) 前年度の比較では羽村の祭ばやし保存伝統事業については変わらない。文化財説明板の作成・設置・補修について去年は佐々蔚先生の写真を貼りかえるだけだったが、今回は森田十郎平通定の説明板・支柱部分を含めた再設置となるので昨年よりは増額となっている。
(会長) 他に意見はないか。無いようであれば次の議題に移る。

(2) 令和3年度市内文化財包蔵地内の開発行為に伴う確認調査等について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。
(事務局) <【資料5】を用いて説明>
(会長) 何か意見・質問等あるか。
(委員) 特になし。
(会長) 無ければ次の議題に移る。

5. その他

(1) 次回日程、並びに会場について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

<各委員日程調整>

では、7月2日(土)又は16日(土)の午後3時から博物館にて開催ということで予定いただきたい。決まり次第また改めて連絡する。

(会長) 他に質問等が無ければ本日の議題は終了とする。